	施策名	(施策56) 電波利用環境の整備					担当部局名	総合通信基盤局 電波部移動通信 課	
施策の概要		世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進に貢献するため、過疎地や遮へい空間での携帯電話等の利用が可能となるように支援を行う。本施策の進行管理のための指標として、「過疎地等において新たに携帯電話が利用可能となった人口」等を設定し、その目標値は、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年	度 15年度	16年度	17年度	
		過疎地等において新たに携 帯電話が利用可能となった人 ロ			17年度	末 37, 529人	24, 241人	25, 783人	
		高速道路トンネル及び直轄国 道トンネル、地下駅並びに地 下街の全体の整備率		90%	17年度	末 82.9%	85. 9%	88. 9%	
	<u> </u>	事業名	概	要		∥	16年度	17年度	
施策の主な実施手段の	予算執行を主とするもの	事業石 移動通 信用 搭 整備 整 業	携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する。			1, 800百万円 (59件)	2, 032百万円 (65件)	1, 651百万円 (55件)	
		無線システム・普遍を表現である。	電波の有効利用に資線伝送路の整備を通の無線システムの普により、無線システム 域の拡大を図る場合整備し、貸与する公理がその整備費用のある。	通じ、携帯電話 す及を支援するの利用可能 ない利用可能 ない当該伝送 益法人に対し	話等 ること な地 路を して、	-	-	2, 946百万円 (77件)	
		電波遮へい対策事業	高速道路トンネル等物により電波が速へ等が使用できない地通信用中継施設を記等を利用可能にする正な利用を確保よする用中継施設の整備を対して、国がその設置がある。	いされ、携帯 域において g置して携帯 など、電波の ため、移動 を行う公益法	帯電話 、移動 ・電話 の適信 ・人に	1, 289百万円 (56件)	1, 986百万円 (73件)	1, 203百万円 (47件)	
状		項目	<del>                                     </del>			概	<u> </u>		
況	制度の企画・ 運用を主とす るもの								
		項目	+				ī		
	情報提供等		7, LI NM X						
	を主とするも の、その他								
1	(業務改善への取組状況)								
	事業が早期に行	日に行われれば、住民が携帯電話を早期に利用可能となることから、事業の早期執行に取り組んでいるところ。							
大佐笠に明士ス 地域			本事業の継続的な実施によりエリア整備が進んできているが、依然としてエリア外 也域、及びトンネル等により無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない箇所が多く残存しており、今後も引き続き取組が必 要。						

## 『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する専門家の意見等	「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月 携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会)を平成17年度末までの目標設定に活用するとともに、「平成18(2006)年度以降の整備目標については、目標の達成状況や携帯電話サービスをめぐる諸状況を踏まえた上で、改めて検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、平成18年度以降の目標を設定したものである(同調査研究会においては、学識経験者も構成員となっている)。
本施策に関する主な資料	「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月) HPアドレス:http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030310_2.html